

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）に基づく法人住民税の更正及び決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求については、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 29 年 1 月 26 日付けでした、平成 28 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの事業年度（以下「平成 28 年 5 月事業年度」という。）に係る法人住民税均等割額（以下「均等割額」という。）の更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び平成 28 年 6 月 1 日から同年 8 月 19 日までの事業年度（以下「平成 28 年 8 月事業年度」という。）に係る均等割額の決定処分（以下「本件決定処分」といい、本件更正処分と併せて本件各処分という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（以下「本件通達」という。）第 1 章第 1 節 6・(1)において、事務所又は事業所の定義について「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで

継続して事業が行われる場所」と定められており、この要件が整うことが均等割額の課税要件とされている。

請求人は、平成28年3月31日までの事業年度末日まで営業活動をしたのち、同年4月1日に本件事業譲渡をし、同時に本社の賃貸借契約は、事業譲渡先の〇〇株式会社に地位承継されているため、同日以降、事務所及び事業所を有していない。

4月1日以降は清算結了へ向けて債務の返済等一部事務を行っているだけである。仮に清算人に報酬を支払っていることで人的設備があったとしても、〇〇区に本店が登記上残っているだけで物的設備の実態は存在しない。また「継続して事業が行われる場所」の継続する事業に清算業務が含まれるとしても、平成28年5月事業年度及び平成28年8月事業年度の確定申告書の作成業務が行われたただけであり、その業務は税理士が行ったものであり、継続性のある事業とはいえない。

したがって、本件各処分は租税法律主義に反する。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年5月16日	諮問
平成29年6月30日	審議（第10回第3部会）
平成29年7月26日	審議（第11回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法人住民税は、東京都の特別区内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する法人に対し、均等割額及び法人税割額の合算額によって課するものとされている（法24条1項3号及び法294条1項）。そして、東京都の特別区内に事務所等を有する法人については、法人税に係る申告書の提出義務がある場合、当該申告書の提出期限までに、東京都知事（以下「知事」という。）に法人住民税を申告しなければならないとされている（法321条の8第1項、法734条2項及び3項）。また、法人住民税の申告書の提出があった場合において、申告に係る均等割額が知事の調査したところと異なることを発見したときは、知事はこれを更正するものとされ（法321条の11第1項、法734条2項及び3項）、法人住民税の申告書の提出がなかった場合においては、その調査によって申告すべき均等割額を決定するものとする（法321条の11第2項、法734条2項及び3項）。

(2) 上記(1)のとおり、東京都内に事務所等を有していることが、法人住民税の課税要件となっているところ、この場合の事務所等とは、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、この場合において事務所等において行われる事業は、当該法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないとされている（本件通達第1章

第1節6・(1)。

- (3) 法人住民税の納税義務者は、事務所、事業所等を廃止した場合においては、その事実の発生した日から10日以内にその旨を知事に申告しなければならないとされている(条例114条の2)。また、会社は、本店の所在地を変更した場合には、変更又は移転の登記をしなければならないとされている(会社法915条及び916条)。
- (4) 株式会社は解散した場合、清算をしなければならないとされ(会社法475条1号)、清算をする株式会社は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまでなお存続するものとみなすとされ(会社法476条)、清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配に係る業務を行う(会社法481条)ものとされている。そして、「清算中といえども法人であるから、法人の均等割を課税できる」とされている(昭26・9・15地財委税第1443号地方財政委員会事務局市町村税課長回答(広島市長照会)。以下「行政実例」という。)
- (5) 特別区の存する区域に事務所等を有する法人の均等割額は、資本金等の額及び特別区ごとの従業者数の合計数に応じて、条例に定める額に、法人税額の課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとされている(法312条4項及び条例106条1項)。法人税額の課税標準の算定期間とは、法人税の課税標準である所得の算定期間である事業年度をいい、事業年度とは、原則、法人の会計期間をいうが、法人が事業年度の中途において解散した場合は、その事業年度の開始の日から解散までの期間と解散の日の翌日からその事業年度の終了の日までの期間をそれぞれ事業年度とみなし、清算中の法人の残余財産が事業年度の中

途において確定した場合は、その事業年度開始の日から残余財産確定の日までを事業年度とみなすとされている（法 321 条の 8 第 1 項、法人税法 74 条 1 項、13 条、14 条 1 項 1 号及び 21 号）。

2 以下、本件について検討する。

(1) 平成 28 年 5 月事業年度（均等割額）の更正処分

請求人の事務所等は、本件事業譲渡の日（平成 28 年 4 月 1 日）から解散の日（平成 28 年 5 月 31 日）までの間、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号であったことが認められる。

また、請求人の平成 28 年 5 月事業年度の損益計算書において、営業費用である販売費及び一般管理費として、一定の金額の発生があることから、当該事業年度において継続して事業が行われていたものと判断するのが相当である。

本件通達第 1 章第 1 節 6・(1)において、事務所等とは「そこで継続して事業が行われる場所をいう」とされていることから、請求人は、平成 28 年 5 月事業年度には、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号において、継続して事業を行っていたものと認められる。

そうすると、請求人は、上記事実及び本件通達に照らして、平成 28 年 5 月事業年度において、法人住民税の課税要件である東京都の特別区内に事務所等を有する法人として、均等割額の納付義務を負うことは明らかというべきである。

そして、処分庁は、請求人が提出した確定申告書に基づき調査した結果、請求人の平成 28 年 5 月事業年度に係る資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下（120,000,000 円）、従業員数が 50 人以下（1 人）であるため、条例 106 条 1 項 5 号による均等割額（年額）290,000 円に 2 か月（同年 4 月及び 5 月）を乗じて得た額を 12 で除して得た金額（29

0,000円×2/12)を、同事業年度の均等割額として48,300円とする更正処分(本件更正処分)を行っており、違算等の事実も認められない。

(2) 平成28年8月事業年度(均等割額)の決定処分

請求人の事務所等は、解散の日(平成28年5月31日)の翌日(同年6月1日)から残余財産が確定する日(同年8月19日)までの間、東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号にあったことが認められる。

また、清算をする株式会社は、清算が終了するまでなお存続するものとみなすとされているところ(1・(4))、本件通達(1・(2))によれば、「事務所等において行われる事業は、当該法人の本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えない」とされていることから、請求人の清算人が行う清算事業も本件通達における「附随的事业」に該当するものと解せられ、請求人の平成28年8月事業年度の損益計算書においても、営業費用である販売費及び一般管理費として、一定の金額の発生があることからしても、当該事業年度において継続して事業(清算事業)が行われていたものと判断するのが相当である。

また、行政実例においても、清算中といえども法人であるから、法人の均等割を課税できるとされている(1・(4))。

そうすると、請求人は、上記事実、本件通達及び行政実例に照らして、平成28年8月事業年度において法人住民税の課税要件である東京都の特別区内に事務所等を有する法人として、均等割額の納付義務を負うことは明らかというべきである。

そして、処分庁は、請求人が提出した確定申告書に基づき調査した結果、請求人の平成28年8月事業年度に係る資本金等

の額が1億円を超え10億円以下(120,000,000円)、従業員数が50人以下(1人)であるため、条例106条1項5号による均等割額(年額)290,000円に2か月(同年6月及び7月)を乗じて得た額を12で除して得た金額(290,000円×2/12)を、同事業年度の均等割額として48,300円とする決定処分(本件決定処分)を行っており、違算等の事実も認められない。

(3) 本件各処分

上記(1)及び(2)のとおり、請求人は、法人住民税の課税要件である東京都の特別区内に事務所等を有する法人として、平成28年5月事業年度及び平成28年8月事業年度に係る均等割額の納付義務を負うことは明らかであり、各事業年度に係る均等割額の算定においても違算等の事実も認められないことから、処分庁が請求人に対して行った本件各処分に何ら違法又は不当な点はない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり、〇〇区に本店が登記上残っているだけで物的設備の実態は存在せず、また「継続して事業が行われる場所」の継続する事業に清算業務が含まれるとしても、平成28年5月事業年度及び平成28年8月事業年度の確定申告書の作成業務が行われただけであり、その業務は税理士が行ったものであり、継続性のある事業とはいえない旨主張する。

しかし、請求人は、本店の賃貸借契約の解除及び契約上の地位の承継に関する覚書をもって、平成28年5月事業年度及び平成28年8月事業年度において、東京都内に事務所等の物的設備の実態がないと主張しているものとも解されるが、仮に請求人が主張するように東京都内に事務所等を有しないのであれば、事務所等に係る変更又は移転登記義務(1・(3))を履践すべきであり、また、請求人は、処分庁に対して条例114条の2の規定に基づ

き、異動届出書の提出はしているものの、事務所等の廃止をした旨の申告をしていないことが認められる。

さらに、会社の清算は、清算人が現務の終了、債権の取立て及び債務の弁済及び残余財産の分配を行うものであり、税理士の確定申告書の作成業務のみをもって、請求人の清算事業と解することはできないことから、上記2(2)のとおり、請求人が「継続して事業」を行っていたものと認めることが相当である。

したがって、請求人の主張をもって本件各処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成